平成２８年（フ）第１５６８号
札幌市中央区南30条西11丁目２番17―402号
債務者　中田　友子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９０号
札幌市白石区本郷通13丁目南４番14―202号
債務者　近藤　英二
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１９号
群馬県前橋市南橘町５番地　Ｉ―205号
債務者　坂入　卓也
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２７号
群馬県伊勢崎市田中島町1427番地27
債務者　角田　修弥
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４５号
群馬県前橋市西片貝町２丁目394番地４
債務者　村上　剛良
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３号
群馬県利根郡みなかみ町湯原604番地４　藤パークＢ号棟105号室
債務者　三上　英幸
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
静岡県熱海市伊豆山785番地の６
債務者　川畑　靖夫
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２８３号
静岡県沼津市小諏訪973番地の２　レオパレス小諏訪Ⅱ101号
債務者　星野　一英
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５５１号
京都市伏見区深草善導寺町９番地10　フラットU103
債務者　中村真喜子（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７６６号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　24棟205号
債務者　古川　勝一
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７７０号
京都府城陽市枇杷庄島ノ宮92番地　上田住宅30号
債務者　山谷　英樹
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８２２号
京都市西京区下津林南大般若町59番地　メゾンシャトレ205
債務者　佐野　憲二
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８２８号
京都市右京区梅津後藤町６番地35　ハイツ尚102号
債務者　千田　紘行
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８４４号
京都市南区吉祥院西浦町50番地　シャロム吉祥院504号
債務者　吉田　哲夫
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８７５号
京都市伏見区下鳥羽芹川町47番地６
債務者　小林　弘造
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８７６号
京都市下京区万寿寺通高倉東入官社殿町192番地　Ｓｔａｂｌｅ万寿寺　102
債務者　松村　敏雄
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８８０号
京都市伏見区新町１丁目521番地　ジュネス21　305号
債務者　鈴木　得造
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係